第3回新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル 検討プロジェクト会議 議事概要

日 時:令和2年10月5日(月)13:29~14:25

場 所:議事堂6階601特別委員会室

出席者:新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロジェクト

会議委員8名

資料:第3回新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロジ

ェクト会議事項書

資料1 新型コロナウイルス感染症の対応に係る検証結果報告(案)

資料2 マニュアルに関する各会派の意見

資料3 スマート議会勉強会に関する検討結果報告

委員:お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから第3回新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロジェクト会議を開催する。本日はまず、さきの会議における検証結果について報告をさせていただきたい。さきの会議で様々なご意見をいただいたことを踏まえ、私と副座長で項目ごとに整理した検証結果報告案を先月28日に各会派に配付し、確認をいただいたところである。ついては、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応に関する検証結果報告を資料1のとおりとしてよろしいか。

全 員:異議なし。

委員:それではそのようにする。次に、さきの会議で、現在の議会の対応方針 ver.5の見直しや新たに追加する項目等について、各会派でのご検討をお願いし、事前に提出いただいたご意見を資料2のとおり整理したのでご覧いただきたい。それでは、提出いただいた各会派のご意見について、順次ご報告をお願いしたい。まず、新政みえお願いする。

委 員:それでは新政みえの意見について報告させていただく。項目としては「会議の開催について」ということで、その中身は2番の規程に続くわけであるが、「感染防止等のため、参集できない場合に限って、オンラインであれば会議を開催できる可能性があるが、それについての記載がない」ということで、そこの部分を、3の見直し後に「追加する」ということで書かせていただいている。あとここには書かせていただいてないが、前回も私、検証結果のところを言ったが、そもそも、もう1個追記しておきたいのは、全協を、この前も報告が遅れたと思

うので、その分に関して全協を速やかに開催というところもどこかマニュアルのほうに追記していただければというふうに思う。

委員:次に、自由民主党県議団お願いする。

委員:自由民主党県議団からは皆様方にご意見をいただいたもの、すべて載 せさせていただいた形になっている。項目、大きく1つあって、ご説 明させていただく。 1点目は、「議会運営等飛沫感染の防止」の部分 で「マスクを着用するよう求めるとともに」という現在の規程がある が、これを見直し後には、「マスクまたはフェイスシールドの着用を 求めるとともに」と、変更するべきではないかというご意見があった。 2点目、見直す項目、「会議関係者が感染した場合の対策」の部分で あるが、この2点目に関しては、見直し後ののところ、「発熱して いる者、または発熱はしていないが著しく体調が悪いと判断したもの に対し、登庁自粛を要請する」という変更にしてはどうかというご意 見があった。これは現在の規程が、「感染者と極めて濃厚に接触した ものに対し、登庁自粛を要請する」ということであるが、議会として、 濃厚接触者という判断が我々議会ではできないのではないかというご 意見によって、こちら側ではあまりにも咳がひどいだとか、まずその 辺りの体調が悪いという判断の明確化をせずに、こちら側で判断をす るような形にしてはどうかというご意見であった。3つ目、会議関係 者が濃厚接触者となった場合を新たに明記してはどうかというご意見 が出た。4つ目、「議員の行動 外出にあたっての注意」というとこ ろであるが、現在の規程では「外出時・登庁時には検温を行うなど、 体調管理に万全を期す」とあるが、これはもう提案型にはなるが、4 点目、見直し後には、会派控室で検温を行って、体温チェックシート に記入をするというところまで徹底をしてはどうかと、そういうよう な内容の案が出された。5つ目、密の可能性がある全員協議会室のあ り方も再考すべきではないかというご意見があった。6つ目、会議関 係者が感染した場合、濃厚接触者のみではなく、接触者となった場合 の規定を明記する必要があるのではないかというご意見があったが、 今のところ接触者の規定というものは、国の方でもなかなか定められ ていない状況ではあるが、一応この接触者に関しては、1週間の健康 観察という規定があると認識をしているので、見直し後の一番になる が、こちらのほうは、接触者となった場合は、健康管理のために1週 間の登庁自粛を要請するという形の明記をしてもいいのではないかと いう案があった。7点目、見直す項目の中でCOCOAや安心みえる

LINE等に関する規定を盛り込んではどうかという意見があったが、これは、議事堂を利用するすべての方にアプリCOCOAのインストールを求め、また県の安心みえるLINEの積極的活用を議会としても求めていく、そういう観点でいくと、議事堂内にQRコードを掲載し、このCOCOA、そして県の安心みえるLINEを、我々議会としても積極的活用をするという意思表示をしてはどうかというご意見の、以上7項目が出たのでご意見として上げさせていただく。

委員:次に草莽お願いする。

委員:草莽のほうでは特に意見はなかった。

委 員:次に自民党、よろしくお願いする。

委 員:私のところも、先ほどの新政みえとほぼ同じで、現在のこのマニュアルでは、人が集まったことを前提にできているので、Web会議の規定とか、そういう現在のマニュアルでは、Web会議に関する規定がないために、新たに作ってはどうかというふうなことである。大体、大体というかほぼ新政みえと同じ意見である。

委員:次に、日本共産党お願いする。

委 員: これまでも出ておる部分であるが、まずWeb会議についてはできる規定という形で、本来ならば、利用しないほうがいいとは思うが、できる規定という形で必要だということである。そして、前回の時にも話が少し出ていた、緊急時において行政に負担をかけないということについては、文章表記は大変難しいと思うが、そのことについて、その時々でやっぱりケースバイケース、状況がいろいろあると思うので、書き込んでおくことがいいのか、その時の対応で、代表者会議で確認すると。でもその代表者会議ができなかった場合どうなのかということもあるので、何らかの方法を考えて、心づもりとしては持っておくのがいいかというふうに思っている。

委 員:なお、この会議には参加されていない公明党と草の根運動いがからは 特段の意見はないと聞いている。それでは、ただいまのご報告に対し、 ご質疑やご意見等はあるか。

委 員:自由民主党県議団に2つばかり、ちょっと教えていただきたい。見直し後の の「感染者と極めて濃厚に接触したものに対し」と書いてあるが、この「極めて」という言葉は、どういう意図で入れられているのかということ。というのは、濃厚接触者の定義が国であると思うが、ここはさらに「極めて」という言葉がついているので、そこのところがどういう意図で表現されているのかというのが1つ目の質問である。

それから 番の、「COCOAのインストールを求める」というのは、これもどれぐらいの思いで書かれているのか。というのは、その下の県のほうは積極的に活用を求めるということであるが、インストールを必ずしてほしいという強い思いなのか、そこら辺のニュアンスを教えていただければと。この2点をお願いしたい。

委員:ご質問ありがとうございます。見直し後のの部分であるが、この に関しては、濃厚接触者となった場合の明記をするとなると、あくま でも国、県の指針に基づいてというところなので、この「極めて濃厚 に」というところは、これすべて国の定める濃厚接触者の文章を引用 させていただいての掲載になっているので、あくまでも国の指針に基 づいてという意味で、そのままの文章を掲載してあるという意図にな っている。の議事堂を利用するすべての方にアプリCOCOAのイ ンストールを求める、どういう思い、ニュアンスでというところであ るが、あくまでも我々がオンラインなんかを用いて、安心みえるLI NEの積極的活用というところも、我々議会としても、何らかの取り 組む姿勢を見せる必要があるかという思いからこの 番というところ が、意見が上がっていたので、あくまでも意見として「インストール を求める」となっているが、「インストールを推奨する」という形で ももちろんいいと思うし、あくまでもその推奨というところを、我々 議会としても見せていく必要があるのかというご意見からこの番の ような書き方になっている。なので、意見としては、もっとニュアン スをやわらかくしていていただいても問題はないという、そういう意 見でとらえていただきたいと思う。

委 員:了解した。

委員:他にないか。よろしいか。それでは、ただいまのやりとり等も踏まえ、 各会派からいただいた意見については、今後のマニュアル作成に当た っての参考としていきたい。ついては、各会派においてマニュアルの 検討を進めていただくためにも、本日いただいた意見を踏まえ、私と 副座長でマニュアルの素案について検討し、次回会議にお示しするこ とでいかがか。

全員:異議なし。

委 員:それでは、そのようにする。次に、先の会議において、三谷委員から これまでの対応についての検証の結果、Web会議等の導入について は、各会派とも検討が必要であるとしており、参集リスクがある場合 に会議を開催するためには、三重県議会委員会条例をマニュアルの検 討と並行して改正し、Web会議等の開催ができるよう法令を整備しておくべきではないか、との提案があり、本日会議で各会派の意向をご報告いただくこととしたところである。ついては、各会派のご意見について順次ご報告をいただきたい。まず新政みえお願いする。

委 員:幾らマニュアルにWeb会議を書き込んでも、委員会条例が改正されてなければ、まさに絵にかいた餅なので、委員会条例は改正しなければいけないと思う。

委員:次に自由民主党県議団お願いする。

委 員:私たちも新政みえと同じように、並行して条例改正すべきだというご 意見で一致をさせていただいた。

委員:次に草莽お願いする。

委員: 賛成である。

委 員:自民党お願いする。

委員:私たちのところも新政みえの意見に全く賛成で、幾らマニュアルができても、委員会条例のほうで縛りがあれば使えないんではないかということで、同時に検討してくべきであるということで一致している。

委員:次に日本共産党お願いする。

委員:同時に進めていただくことを早急に、と思っている。

委員:なお、この会議に参加されていない公明党は、Web会議等が開催できる具体的なケースが明示されるのであれば、賛成。草の根運動いがも賛成であるとの意見をいただいている。それではただいまのご報告に対しご質疑等あればお願いする。

全 員:意見なし。

委 員:ご質疑がないようなので、Web会議等が開催できるよう委員会条例 の改正について、平行して検討していくことでいかがか。

全 員:異議なし。

委 員:それではそのようにする。ただいまの決定を受けて、Web会議等の 導入に当たり、どのような課題があるのか等について、7回にわたっ て開催されたスマート議会勉強会で検討されてきたことから、今後本 会議でWeb会議等の検討を進めるに当たっても、大いに参考になる と思われるので、同勉強会の座長からご報告をいただきたい。座長よ ろしくお願いする。

委員:それではお手元に配付の資料3をご覧いただきたい。スマート議会勉強会ということで、この委員の中にも何人も参加されている方もいらっしゃるが、改めて、取りまとめた対応についてご報告をさせていた

だく。そもそもこの勉強会であるが、昨年度、議会運営委員会でペー パーレス及びWi-Fi環境整備についての協議というのが行われた が、技術的な部分とか、どういうプラットフォームでやるかとかいう ところについて、協議が煮詰まらなくて、今後議論を進めていくとい うことで結論が出なかったということを受けて、私たちの勉強会がそ の内容について具体的に検討して欲しいということで、検討を始めた。 勉強会の中でいろいろ執行部からヒアリングを聞いて、3ページの下 の部分の「無線環境Wi-Fiの整備方針」ということで、来年1月 から本庁舎と議事堂のフロアについて、Wi-Fiの整備が進められ ているということ。そして、すでに勉強会等でも使われているが、県 庁のほうで、今年の2月からWeb会議システムが入っていて、それ が運用されているということが前提としてある。そういう中で、4ペ ージの上であるが、スマート議会勉強会としては、まず1つ目として、 委員会等のWeb会議による開催について、勉強、研究する。そして 2つ目に、議会のペーパーレス化について研究する。そして3つ目に、 議員の情報活用能力の向上について研究するという、この3つに分け て検討を進めていこうという話になった。そういう中で、まず1番目 から始めたわけであるが、県庁のほうですでにWebexという、ミ ーティングのWeb会議のソフトが導入されていたので、一度それを 導入して、県議会として委員会ができればそれで問題がないので、そ れを使ってやってみようということで、1回目は接続テストだけで、 あとの2回は十分時間をかけて、本委員会形式で、いろいろ試行錯誤 しながらWeb会議で勉強会を行わせていただいた。そういう中で、 (1)に挙がっているとおり、プラットフォーム等について、やはり スマートフォンで参加されると、非常に電波が、通信速度が遅いとい うことで、途中で顔の映像が出なくなったりとか、音声が取り途切れ たりとか、いろんなトラブルがあるし、スマホの場合、電話機能があ るので着信が途中で入ってしまうことがあって、着信するともう確実 に途絶えてしまって、その人はオフラインになってしまう。こういう ことがあるので、パソコンやタブレット等を使うことが望ましいと。 しかもパソコンやタブレットのカメラはいいが、マイク機能を使うの ではなくて、マイク付きのイヤホンを使って通信をしたほうが音声や 通話がクリアになって会議がスムーズに進むということである。あと は定足数とか細かいルールについても、その中でどういうふうに賛成 反対を表明してもらうかとか、「異議なし」とか、「ご異議ありません

か」というときに、「なし」というのを言えるように、全員が常にマイクをONにしといたほうがいいのではないか、というふうに、技術的に県議会の委員会を開いた場合に、やったほうがいいんじゃないかというルールについてある程度の意見がまとまってきていて、これをもとにやれば、Web会議はできるところまで煮詰まってきたかというふうに考えている。あとはこれを、勉強会としては一応こうやって出ているが、今後、例えば議会改革推進会議の中で、今、条例の話と、どういう時にWeb会議をするかという話が出ているが、じゃあ技術的にどういうWeb会議を、どういうふうなルールで、どういうふうな方法でするかという、もっと細かいマニュアルみたいなのをまたこれと並行して作っていっていただく必要があるというふうに考えているので、また推進会議の役員会のほうでご検討いただけたらありがたいというふうに思っている。

ここまできたところで、今のところ大体終わってるが、少しペーパー レス化の話にもWeb会議の中で入った部分もあったので、少しお話 させていただくと、ペーパーレス化については昨年の議運でも少し業 者が来ていただいて、デモを見たりとかして、やっていただいたりも してるが、そもそも今、暫定的にペーパーレスで資料が欲しいという 人にはペーパーレスで資料配付が始まっている。だが、その多くが、 もう紙の資料としてきたものを、スキャンをかけてPDFにしてある 資料が多くて、それだと、非常にデータとしてのボリュームが大きい し、なんと言ってもテキストで入ってないので検索がかからないとい う非常にデメリットがある。なので、もちろんペーパーレス化を進め るべきであるが、やるとすればきちっと、できるだけ、絵とかは仕方 がないが、できるだけテキスト検索とかでかかるように、PDF化の 元の一番最初のところから、ペーパーレスのデータを作っていただい たものを議会のほうに配付していただけるように、全庁的に取り組ん でいただく必要があるのではないかと。そのことによって、膨大な県 庁のデータが、たくさん検索がかかるようにもなっていくので、県民 にとっても、県の職員にとってもいいことだと思うが、これについて も、議会としてきちんとお願いしていただかないとあかんことなので、 また議会改革推進会議等から、きちんと上げていただくべきことかと いうふうに思う。3番目の全議員の情報活用能力については、そうい うことが決まったら、それについて各会派でできるだけ早く、全員が 使いこなせるようにしていただくということなのかというふうに思う。

あとは4番目、7ページで、グループウェアの導入ということである。 今、各議員に毎日コロナのメールが来たりとか、いろんな情報提供を していただいているが、一つ一つパスワードがかかっていて、大変閲 覧するのに手間がかかるとかいう部分もあるし、議員のスケジュール とかも、個人個人にはよくわからずに一覧表のものがホームページに 載ってるだけとかそういう部分もある。あとは速やかに議員全体に伝 えたいときに、 F A X とかメールとかそれぞれ分かれているというこ ともあって、迅速性や確実性という部分からも、今グループウェアシ ステムを県庁でも使ってるが、そのような、全くそのものを使うとい うことはちょっと難しいかもしれないが、議会としてグループウェア システムを導入して、様々な文書のやり取りや連絡事項とか、そうい うことをするようにすれば、デジタルトランスフォーメーションじゃ ないが、議会の機能がより上がっていくのではないかという意見もあ った。その他8ページ以降に、それぞれの各項目別に、いろんな委員 から出た意見を、参考までにすべて列挙させていただいているので、 また今後の議論の参考にしていただければなというふうに思う。 先ほどから並行して条例改正を、という話で、もし11月、12月ぐ らいにこの会議ができるようになるとした場合に、こないだの最終の 選挙区の見直しの会議が全協室であって、傍聴された議員もいると思 うが、顔が最後まで映らなかった方とか、そもそも事務局の説明が委 員に聞き取れなくて、もう1回読み直したりとか、結構課題があった。 事務局が親端末なのに、そこで拾ってる音が接続してる委員に行かな いというのはここの環境が悪いからである。もうすでにあそこにWi - Fiの、この真ん中、我々のちょうど真ん中の上に、屋根のところ にポッコリ出てるWi-Fiのアンテナがもう来ている。ここはつい てないが、うちの会派の部屋はもうすでに電源も入っている。その状 態であるが、要は高速道路で言えば道路は通ってるが、出入口が閉ま っている。この状態なので、Web会議をもし本格的に始めるんであ れば、ここをもうちょっと1月と言わずに、そこまで前倒していただ いて通していただくように議会として働きかけていく必要があるかと。 このWebexミーティングのソフト自身は多分51人全協で全部繋 いだとしても接続する能力はあるが、そういうふうな状況だと執行部 の説明が途切れたりするので、何してるかわからん部分もあると、こ ないだ会議を傍聴させていただいて感じたので、議員側のいろんなソ フトとかハードとか、家にインターネットをこれからそろえていくと

いうのは、きちっとマニュアルで議会として作っていくべきだが、それと同時に、こういう議会の庁舎側の部分もやっぱりやっていっていただくようにお願いしていただかないといけないというふうに思った。

委員:ありがとうございます。何かご質問等はないか。なんか、だいぶ進んでるような感じは受けた。よろしくお願いする。続いて、三重県議会委員会条例の改正についての協議を進めるに当たり、関係する地方自治法等の規程や総務省からの通知文、他府県議会での改正状況について資料を用意したので、書記に配付させる。

(事務局 資料配付)

委員:ただいまお手元に配付した資料について、事務局に説明させる。

事務局:それでは、ただいまお配りした資料の1枚目、別紙1をご覧いただきたい。まず会議開催・招集や出席に関する法規則等についてである。 地方自治法や会議規則、委員会条例において、会議開催に関係する条文を列記している。

(1)地方自治法についてであるが、まず第101条「招集」の規定

に、「普通地方公共団体の議会は、長がこれを招集する」とあり、第 113条の「定足数」では、「議員の定数の半数以上の議員が出席し なければ、会議を開くことができない」。第115条、「議事の公開原 則及び秘密会」では、「会議は、これを公開する」。第115条の2の 「公聴会及び参考人の出頭」では、「参考人の出頭を求め、その意見 を聞くことができる」。そして第116条、「表決」の規定では、「議 会の議事は出席議員の過半数でこれを決し」 と規定をされている。 次に、(2)三重県議会会議規則についてである。第1条の「参集」 では、「議員は、招集日の会議定刻前に議事堂に参集し」とあり、第 8条、「定足数に関する措置」では、「開議時刻後相当の時間を経ても、 なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は延会を宣告すること ができる」。第2項で、「会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認 めるときは、議場外の議員に出席を求めることができる」。第3項で、 「会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告 しなければならない」とあり、第9条では「出席催告」という表現。 第20条では、「選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に 加わることができない」。第21条では、「投票による選挙を行うとき は、議長は、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告

する」。第58条第2項では、「表決の際、議場にある議員は、これに加わらなければならない」。第59条では、「表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない」と規定されている。

次に(3)、委員会条例についてであるが、第13条では、「委員会は委員長が招集する」。第14条では、「委員会は委員の定数の半分以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない」と規定されており、地方自治法や会議規則、そして委員会条例の中に、招集や出席、出頭といった表現が盛り込まれている。

おめくりいただいて、別紙2である。令和2年4月30日付で、総務 省自治行政局行政課長から、各都道府県議会事務局長等に発出された 文書について説明する。表題は、「新型コロナウイルス感染症対策に 係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」となっ ている。少し内容を抜粋して、アンダーラインの部分を読ませていた だく。本文の上から4行目であるが、「地方自治法においては、議会 の委員会に関し、法に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に 関し必要な事項は、条例で定めることとされており、条例の規定に基 づき、委員会の適切な運用に取り組まれているものと承知しています。 この度、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における 議会の委員会の開催方法について問い合わせがありましたので、参考 のためお知らせします。」とあり、下から6行目だが、問として、「新 型コロナウイルス感染症対策のため、委員会をいわゆるオンライン会 議により開催することは差し支えないか。」との問いに対し、答えと して、「議会の議員が委員会に出席することは不要不急の外出には当 らないものと考えられるが、各団体の条例や会議規則等について必要 に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延防 止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実 情がある場合に、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識 しながら通話をすることができる方法を活用することで委員会を開催 することは差し支えないと考えられる。その際には、現に会議室にい る状態と同様の環境をできる限り確保するため、議事の公開の要請へ の配慮、議員の本人確認や自由な意思表明の確保等に十分留意すると ともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる必要がある。なお、地 方自治法第113条、」これは定足数の規定であるが、「及び第116 条第1項」、表決の規定だが、「における、本会議への『出席』につい ては、現に議場にいることと解されているので、念のため申し添え

る。」との文書になっている。

次に、別紙3である。令和2年7月16日付で、同じく総務省自治行政局行政課長から発出されましたQ&Aについて資料を付けているので、抜粋して説明する。おめくりいただいて、A4横の表、資料となるが、1ページ目に、1として基本的な考え方について書かれている。真ん中の列であるが、質問要旨があって、読み上げると、「通知の基本的な考え方についてご教示いただきたい。特に本会議と委員会とで扱いが異なる理由は何か。」との質問に対して、右側の列の回答であるが、〇印だが、「今回の通知は、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、オンラインによる方法を活用した委員会の開催を検討する地方公共団体があり、その実施の可否について、地方公共団体等から問い合わせがあったことから、以下のとおり、検討を行い、発出したものである。」

1つ目の黒丸であるが、「本会議については、地方自治法第113条及び第116条において定足数及び表決について規定されている。これらの規程における『出席』とは、現に議場にいることと解されており、オンラインによる方法を活用することは認められていない。」

二つ目の黒丸であるが、「本会議における審議及び議決は、団体意思の決定に直接関わる行為であり、議員の意思表明は疑義が生じる余地のない形で行われる必要があることなどから、オンラインによる方法を活用して本会議を開催することは、慎重に考える必要があると考えている。」

三つ目の黒丸であるが、「委員会については、定足数や表決に関する 事項は、条例で定めることとされている。」

四つ目の黒丸であるが、「委員会についても、団体意思を決定する過程において重要な役割を果たしている点は、本会議と同様であり、実際に委員会の開催場所に参集していただくことが基本であると考えている。」

五つ目であるが、「一方、本会議における表決は団体意思を決定する 行為であるのに対し、委員会は本会議における審議の予備的審査を行 うものであり、地方自治法の規定ぶりも異なる(条例で定めることと されている)ことから、『新型コロナウイルス感染症のまん延防止措 置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情が ある場合』において、オンラインによる方法を活用して委員会を開催 することも差し支えないことを示したものである。」となっている。 そして、真ん中の列の2つ目であるが、「新型コロナウイルス感染症対策以外の場面における委員会への出席のあり方についてはどう考えればよいか。」とあって、回答であるが、「『参集が困難と判断される実情がある場合』とは、今般の新型コロナのように、一カ所に参集することを控える必要があるなど、委員会を開催すること自体が困難な場合を想定したもの」とされており、「上記以外の場合の」、2つ目のところで、「あり方については、新型コロナ対策としてのオンラインによる委員会の開催の取組や運営上の工夫などもよく踏まえた上で考えていくべき課題であると認識している」とされている。おめくりいただいて3ページ、3として、「通知では、関係例規の改正の必要性を指摘しているが、改正方法として各例規の本則の改正を想定しているのか。」との問いに対し、「いずれの方法も考えられるところであり、各団体において、それぞれの現行の条例や会議規則の規定ぶりを踏まえ、適切に判断いただきたい。」とされている。

そして4ページになるが、表題で2番として「議事の公開の要請への 配慮について」、と表題があって、ここからは内容が細かくなってく るので、主に質問用紙を抜粋して読み上げさせていただく。1つ目に、 具体的な取組がどんなことか、そして2つ目にインターネット上での 議事妨害についての問いが記載されている。そしておめくりいただい て5ページ、3、「議員の本人確認について」という大きな項目のも とで、1つ目の質問として、主に問いを読ませていただくが、委員の 本人確認について、 として、音声確認。 として、画面確認の必要 性について。また音声は確認できるが画面に映っていない委員。そし て他者と一緒に写っている委員の取り扱いについての質問に対し、 「最終的には委員長において適切に判断されるべきもの」とされてい る。2番と3番については、オンラインによる開催方法の形態につい て記載があり、6ページ、4として、「オンラインによる方法を活用 した委員会の開催の決定は、基本的には委員長の権限と解してよい か」との問いに対し、「オンラインとすることの拒否を委員長の権限 とすることは考えられるものである」となっている。

おめくりいただいて、7ページである。「自由な意思表明の確保について」との表題がある。1番として、出席者の確定方法。2つ目、委員以外の者を入れないと規定することについて、「委員長及び各団体で適切に判断されるべきもの」とされている。3番として、「投票に

よる表決や選挙が困難でないか」との問いには、「投票は困難である。 オンラインによる表決の方法については、各団体で適切に判断される べき」となっている。次に8ページをご覧いただきたい。4番である が、オンラインに適合する議事と不適合な議事を規定することについ て記載があって、5つ目、5番であるが、「秘密会の議事については 適当でないと考えるが、必要な環境が確保されているかなど各団体で 適切に判断」となっている。

さらにおめくりいただいて9ページ、情報セキュリティ対策について、 具体的にどのような対策が必要かとの問いに対し、「様々なリスクが 想定しうるところであるが、各団体が自らの責任と判断において、然 るべきセキュリティ対策を講じる必要がある」となっている。

次に10ページだが、その他として、開催場所について、開催場所を特に定めずオンラインでの開催とすることが考えられる。そして執行機関による説明についてだが、議会と執行機関の間で適切に決めるとなっている。委員長の秩序保持権については、オンラインによる方法を活用している場合であっても変わるものではないとされていて、おめくりいただいて11ページ中段に、協議又は調整を行うための場について、オンラインによる方法を活用して開催することが可能となっている。

そして、最後に別紙4をご覧いただきたい。A4横の表で、すでに委員会条例を改正しました他府県議会の状況について説明する。左から順に、大阪府議会、群馬県議会、熊本県議会、茨城県議会が改正済みで、先月末に東京都議会が改正されたということだが、本日はこの4つの府県議会についてご説明させていただく。まず表の一番左の列であるが、いずれの議会も招集に関する条文と定足数に関する条文があり、その特例として新たに条文を追加している。

大阪府議会であるが、特例の条文、第12条の2として、少し読み上げさせていただくが、「適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開会することができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表明の確保等に十分留意するものとする。」として、「重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合」として、

「育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合」、第2項として、「前項の場合において、委員は委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。」第3項として、「前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した議員は、第13条の出席委員とする」としている。そして、裏面をご覧いただいて、大阪府議会の秘密会、すでにある秘密会の規定があるが、そこにただし書きが追加されていて、「ただし、オンラインを活用した委員会においては秘密会とすることができない」としている。

また、別紙4の表のほうにお戻りいただいて、次に群馬県議会だが、特例の条文、第12条の2として、「委員長は、重大な感染症のまん延の防止の措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の招集場所への招集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法、(以下「オンライン」という。)を活用した会議を開催することができる。」第2項として「前項の場合において、委員は、会議にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。」第3項として、「会議の開催方法その他必要な事項は議長が別に定める。」としている。おめくりいただいて裏面だが、大阪府同様に、秘密会、「ただしオンラインを活用した会議は秘密会とすることができない」と規定をしている。

またお戻りいただいて熊本県であるが、まず、既存の招集に関する第11条の条例に特徴があって、「委員会は、委員長が議長に諮って招集する。」ということとなっている。これは従来からこのような形である。特例の条文としては第11条の2として、「委員長は委員の全部または一部について、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る必要があることその他の事情があるため、委員会を招集する場合に出席することが困難であると認めるときは、第19条に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下、「映像等の送受信による通話の方法」という。)によって、委員会を開催することができる。この場合において、当該場所に存しない委員が映像等の送受信による通話の方法により委員会に出席したときは、第12条及び第16条第1項の規定の適用については、当該委

員は、委員会に出席したものとみなす。」一つ飛んで第3項として、「委員会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って 定める。」としている。

最後に茨城県議会であるが、こちらはこの9月に条例改正をしていて、特例の条文、第14条の2として、「委員長及び委員は、県民の生命及び健康にとって重大な影響を及ぼす恐れのある感染症のまん延防止のため会議の出席を制限する必要がある場合、大規模な災害の発生により会議に出席することが困難である場合、その他特に必要がある場合には、電子情報処理組織を用いて行われる映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法により、発言し、及び試決に加わること。(委員長にあっては、発言し、及び可否同数のときに議事を決すること)ができる。」第2項として「前項の規定の適用がある場合における当該委員長及び当該委員についてのこの条例の規定の適用については、会議に出席しているものとみなす。」としている。説明が長く申し訳ないが以上である。

委 員:ただいまの説明についてご質疑があればお願いしたい。

委 員:他県の先行例も、そしてまた国からのQ&Aとかあったんで、コロナ に関することでこのようなことが今進んできているわけであるが、例 えば0&Aの2ページのところに、「参集が困難と判断される実情」 という中で、新型コロナウイルス感染症対策のように参集することが できない、そしてあと他の県のことはここで言ってもあれであるが、 例えば、重大な感染症であるとか言葉遣いとして、大阪、そして茨城 では、「健康生命及び健康にとって重大な影響を及ぼす」ということ でコロナがその大きな着眼点になってると思うが、例えば、この11 月からでも考えられるインフルエンザなんかのときに、これまでは出 席を熱が下がって何日か医師の判断が出るまでは自粛をしてもらって いたことがあると思う。三重県議会での今までの経過はわからない。 どれぐらい利用、そうなっているかわからないけど、こうなってくる とインフルエンザもこの「重大」になって、結局まん延したら困るか らというと、これに、こういうのも含んでいくことになるのかという のがひとつある。そこら辺のところ、国のが、新型コロナ感染症対策 のようにとか、こういうふうな言い方なので、今までと、そしてこれ によってどうなのかということをちょっと教えていただきたい。皆さ んの考え方がこれからどう、それも方向づけもしてかなくちゃいけな いと思う。

事務局:ここのQ&Aにあるように、具体的に総務省のほうも、この場合はいいという形ではまだ明示はしてなくて、ここにある表現止まりで、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等、という「等」が入っているので、ここをどのように解釈されるかというところで、おそらくこの大阪府議会におかれては育児・介護という、わりと踏み込んだ形で明記はしているが、これは5月に改正をされていて、このQ&Aが出る前の状態の時に改正をしている。それ以降、群馬県議会、熊本県議会、茨城県議会は、群馬、熊本は6月の改正、茨城は9月ということで、茨城はこのQ&Aを見ながら改正をされたと。で、この「等」の考え方については、明示をされていないところもあるので、この件、三重県議会において、議論をしながら判断をしていく形になるかというふうに考えている。

委員:それこそ本当に細かいところまで影響があるというか、出てくるので大切なことだとは思う、この委員会をまずということについては。でもそこのところまでみんなで共通な、一定共通理解を持って進めていくことが必要だと思う。あと、よそのことはあれなので、大阪の広げた部分というのは大変慎重にしなくちゃいけないところだと。こういう形にするのがいいのか、出産とか妊娠とか育児とか介護だが、その整備を、その預けられる整備をちゃんとすることのほうが大事なのかということにもなってくるので、とにかく今Web会議についてはこの感染症対策ということが大きく打ち出される中で、細かなとこまでやっぱり踏み込んで考えながら進めていくべきだと思っている。

委員:他にあるか。よろしいか。委員の言われたように、大阪のように、育児や介護等へ入っていくとちょっと行き過ぎかとは思うが、その他のことについては、このPTで話し合って決めていけばいいかというふうに思うので、よろしくお願いしたい。他に何かあるか。

全 員:意見なし。

委 員:ないようなので、次に委員会条例改正に向けての流れについてご協議 願いたい。このプロジェクト会議では、委員会条例の改正素案までを 検討することとし、議提議案としての条例改正案は、議会運営委員会 でご協議いただくことでいかがか。

全 員:異議なし。

委員: それではそのようにする。また、委員会条例改正の時期であるが、次の11月定例月会議での改正を目標とすることでいかがか。

全 員:異議なし。

委員:それではそのようにする。なお、次回の会議では、先ほどの諸規定や 総務省の通知を踏まえ、私と副座長で委員会条例の改正素案を作成し、 お示ししたいと考えますがいかがか。

全 員:異議なし。

委員:それではそのようにする。最後に次回の日程について、前回の会議で 10月22日予算決算常任委員会終了後を仮置きで予定している旨お 伝えしたところであるが、三重県議会委員会条例の改正についての検 討を要する日程を考えると、10月15日木曜日代表者会議終了後に、 第4回会議を開催したいがいかがか。

全員:異議なし。

委員:1日増えるがよろしくお願いしたい。なお、10月22日木曜日予算 決算常任委員会終了後は、次々回、第5回の会議を開催することとい たしたいのでよろしくお願いする。ご協議いただく事項は以上だが、 他にあるか。

委員:1点だけ、今回マニュアルに関する我々の意見を出したわけであるが、 県の職員の、職員での行動マニュアルみたいなのがあるのかどうかだ けちょっと今確認させていただきたいが、あったりするのか。

事務局:職員に関する細かいマニュアルではないが、それは取扱い通知が安全 衛生管理者のほうから発出されている。

委員:あるということならば、我々この議会のマニュアルの中にも出席職員にも感染防止対策をやってもらいたいというところで、職員との整合性というのは、我々はこのマニュアル作りの中で考えていかなくてもいいのかとちょっと気になったが、その辺りはどうか。

事務局:おそらくずれてるところがあれば、それはおかしいので、職員にかかる部分というのも、次回、素案の中に入れて、そこら辺、整合性がちゃんととれているかというところも見ていただきながら、このマニュアルの検討を進めていっていただきたいというふうに考えている。

委員:よろしくお願いしたい。

委員:現在、今あるものだとか詳しく説明する必要はないとは思うが、ご提出をいただければ。また変えるべきものがあれば、またそういった点もご報告いただければというふうに思うのでよろしくお願いしたい。なければ以上、第3回プロジェクト会議を終了する。お疲れ様でした。